

8. 調査の結果

8.1 大気等

8.1.1 調査事項

調査事項は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表8.1-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	<p>[工事用車両に対するミティゲーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。 工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める。 低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する。 工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。 工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる都営辰巳一丁目団地建替事業の事業者との協議を行う等の調整を図る。 <p>[建設機械に関するミティゲーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する。 工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。また、北側及び一部の東側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率20%）を設置する。 周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する。 建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。 最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める。 詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への影響をより低減するような建設機械台数や配置となるよう検討する。 必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる。 良質な燃料を使用する。 アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。 建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないように徹底する。 建設機械は、定期的に整備点検を行い、故障や異常の早期発見に努める。 環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。 工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 <p>[工事用車両及び建設機械に関するミティゲーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。 大気汚染に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。

8.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.1.3 調査手法

調査手法は、表 8.1-2 に示すとおりである。

表8.1-2 調査手法

	調査時点	工事の施工中の適宜とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事の施工中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とした。

8.1.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.1-3(1)～(3)に示すとおりである。なお、大気等に関する問合せはなかった。

表8.1-3(1) ミティゲーションの実施状況(工事用車両)

ミティゲーション	実施状況
・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。	沿道環境や近隣への影響に配慮した走行ルートをあらかじめ設定し、新規入場者研修(写真8.1-1及び2)、安全衛生協議会や施工前打合せ等で施工業者に事前指導を行った。
・工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める。	工事用車両の出入口付近にタイヤ洗浄設備(写真8.1-3)を設置するとともに、出入口廻りの地盤面の舗装化や、碎石と鉄板を敷くことで、粉じんの飛散防止に努めた。
・低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。	可能な限り低公害型の工事用車両(写真 8.1-4)の採用に努めた。また、工事用車両の燃料については、良質な軽油・ガソリンを使用した。朝礼(写真 8.1-5)や現場巡視時にはアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示(写真 8.1-6)を行い、関係者へ周知・徹底した。
・施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する。	朝礼(写真8.1-5)等で工事用車両の過積載を防止するよう指導を行った。特に、建設発土や地中障害物の場外搬出時にはトラックスケールによる積載重量の管理(写真8.1-7)を行った。
・工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	前日の作業間連絡調整会議(写真 8.1-8)時に工事用車両の総量を把握し、入退場時間や複数ある工事用車両出入口を計画的に使用調整することで、車両の集中を避けた。
・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。	新規入場者研修(写真8.1-9)、安全衛生協議会や新規入場者教育等で公共交通機関の積極的利用を促すとともに、通勤車両を利用する場合はできるだけ乗合乗車とすることで台数削減に努めるよう指導した。
・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。	工事用車両の出入口付近に交通整理員を適正人数配置(写真8.1-10)し、歩行者最優先の誘導を行うよう適宜指導するとともに、工事用車両運転手へは交通整理員の誘導に従うよう指導した。また、近くの東京辰巳国際水泳場でのイベント等で前面道路や歩道に一般車両や歩行者が一時的に多くなるときは、交差点付近にも交通整理員を増員配置し、交通渋滞の低減と第三者の安全確保に努めた。そのほか、適宜出入口付近の清掃(写真8.1-11)を行った。
・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。	工事用車両の走行に当たっては、関連法令を遵守するよう、安全衛生協議会や朝礼(写真8.1-5)等で適宜指導を行った。
・工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる都営辰巳一丁目団地建替事業の事業者との協議を行う等の調整を図る。	都営辰巳一丁目団地建替事業と計画地周辺の交通状況に配慮し、かつ、辰巳団地建替工事との調整が不要になるよう事前の辰巳団地自治会との協議により当該団地敷地内及び周辺道路の工事車両の通行を禁止した。

表 8.1-3(2) ミティゲーションの実施状況 (建設機械)

ミティゲーション	実施状況
・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する。	建設機械は、排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）（写真8.1-12）を使用した。
・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。また、北側及び一部の東側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率20%）を設置する。	工事区域周囲には仮囲い（3.0m 鋼板パネル）（写真8.1-13）を設置した。また、北側及び一部の東側・西側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率20%）（写真8.1-13）を設置した。
・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する。	工事の平準化に努め、作業間連絡調整会議（写真8.1-8）や工程調整会議等で作業計画を検討し、実施した。
・建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。	建設機械の効率的稼働と作業の平準化を図った施工計画・工程管理を行うことで、工事用車両・建設機械の集中稼働を避けた工事を行った。
・最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める。	可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）（写真8.1-14）を使用するよう努めた。
・詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への影響をより低減するような建設機械台数や配置となるよう検討する。	道路境界際（特に北側）では、建設機械の集中稼働による近隣施設への影響を極力抑えるため、稼働台数や作業時間等に配慮した作業計画を検討し、実施した。
・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる。	粉じんの飛散対策として、散水（写真8.1-15）、防砂ネットの設置（写真8.1-16）、作業路盤への鉄板設置、定期的な鉄板上の清掃（写真8.1-17）を実施した。
・良質な燃料を使用する。	建設機械の燃料については、燃料に関する成績証明書により品質を確認し、良質な燃料を使用した。
・アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。	アイドリングストップについては、朝礼（写真8.1-5）等の場や掲示物（写真8.1-6）で運転者へ周知・徹底した。
・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないよう徹底する。	不必要な空ぶかし、急発進等の禁止、建設機械の能力以上の負荷をかけないことについては、朝礼（写真8.1-5）等の場で運転者へ周知・徹底した。
・建設機械は、定期的に整備点検を行い、故障や異常の早期発見に努める。	建設機械の持込時における検査記録、年次点検等の法定点検記録、日々の始業前点検を確実に実施することにより、建設機械が適切に稼働するよう維持・管理に努めた。
・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。	職長会パトロール（写真8.1-18）や安全パトロール等によって、環境保全のための措置の実施状況を確認し、朝礼（写真8.1-5）や作業間調整会議（写真8.1-8）において指導を行った。
・工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。	近隣からの相談窓口を設置するとともに、連絡先等を掲示（写真8.1-19）し体制を整えた。なお、大気等に関する問合せはなかった。

表 8.1-3(3) ミティゲーションの実施状況(工事用車両及び建設機械)

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。 	<p>現場内での掲示や朝礼(写真8.1-5)、新規入場者教育(写真8.1-20)、作業間連絡調整会議(写真8.1-8)等で環境保全のための措置について適宜指導を行った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 	<p>近隣からの相談窓口を設置するとともに、連絡先等を記載した掲示板を掲示(写真8.1-19)し、住民からの問合せに迅速に対応するよう努めた。</p>



写真 8.1-1 新規入場者研修資料(搬入ルート)



写真 8.1-2 新規入場者研修資料(通行禁止エリア)



写真 8.1-3 タイヤ洗浄設備



写真 8.1-4 低公害車両の採用



写真 8.1-5 朝礼の状況



写真 8.1-6 アイドリングストップの掲示



写真 8.1-7 トラックスケールによる計量



写真 8.1-8 作業間連絡調整会議の状況

アクアティクスセンター(仮称)(27)新築工事ルール

通勤車両について

- できるだけ公共交通機関での通勤にご協力ください。
- 車両使用時は、**工事関係車両証明プレート、カード**をフロント部分の見える位置に必ず掲示してください。
- 駐車場は5ゲートを入ったところにあります。
- 駐車場スペースには限りあり。<向かいのオーバーレイ工事にもあり>
<一人乗りでのご利用は基本「禁止」とさせていただきます>

<車両入場禁止時間> 7:30 ~ 8:15
⇒ 学校の通学時間にあたるため

写真 8.1-9 新規入場者研修資料
(通勤車両について)



写真 8.1-10 交通整理員



写真 8.1-11 路面清掃状況



写真 8.1-12 排出ガス対策型建設機械
(第2次基準値)



写真 8.1-13 仮囲い及びメッシュシート



写真 8.1-14 排出ガス対策型建設機械
(第3次基準値)



写真 8.1-15 散水車



写真 8.1-16 防砂ネット



写真 8.1-17 鉄板清掃



写真 8.1-18 職長会パトロール

建築計画のお知らせ	
建築物の名称	オリンピックアクアティクスセンター(仮称)
建築地の地名地番	江東区辰巳二丁目2番2の-部、2番6.2番10、3番3の-部、3番8、3番17
建築物の用途	競技場、水泳場、行楽の遊歩道、商業、ポンプ室(既存施設)、公衆浴場(既存施設)、事務所(既存施設)、地庫(既存施設)
敷地面積	161,935.78㎡
建築物の建築面積	計画に係る部分: 28,245.91㎡ 計画以外の部分: 823.82㎡ 合計: 29,069.73㎡
延べ面積	計画に係る部分: 64,404.69㎡ 計画以外の部分: 81,550.50㎡ 合計: 145,955.19㎡
構造	S造一部RC造、SRC造
基礎工法	杭基礎
階数	地上4階 地下1階
高さ	36.933m
着工予定	平成28年4月1日 完了予定 令和2年2月28日
建築主(住所)(氏名)	住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2 住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2 住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2
設計者(住所)(氏名)	住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2 住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2 住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2
施工者(住所)(氏名)	住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2 住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2 住居: 東京都中央区築地1-1-1 株式会社 建設局 電話 03(532)7542-2
標置設置年月日	平成28年9月28日
<p>○ この標置は、東京都中核局建築物の建築に係る紛争の予防と調整に資する条約第5条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>○ 上記建築計画についての説明の申出は下記へご連絡下さい。</p> <p>(連絡先) 東京都オリンピック(パラリンピック)事務局 電話 03(532)11111 内線 38-446</p>	

写真 8.1-19 近隣問合せ窓口

2020 現場ルール

大林・東光・エルゴ・東興興業種特定建設共同企業体
オリンピックアクアティクスセンター(仮称)(27)新築工事

写真 8.1-20 新規入場者研修資料